



KAWASAKI  
INTERNATIONAL  
ASSOCIATION  
NEWS

# ハローかわさき

10月第1週(10.2 ~ 10.6)

NO.262

今週は、路上喫煙の防止に関する条例のお知らせです。  
 川崎市は「路上喫煙の防止に関する条例」を4月に施行しました。この条例は、たばこの火から歩行者を守るため、市内全域で路上喫煙をしないよう定めたものです。  
 市内には、川崎駅周辺、武蔵小杉駅周辺、武蔵溝の口駅周辺、鷺沼駅周辺そして新百合ヶ丘駅周辺の5ヶ所の重点区域があります。この重点区域で指定喫煙場所以外で喫煙をしている人には、10月から罰則を適用します。  
 指導員が重点区域で喫煙している人に、路上での喫煙禁止や指定喫煙場所の案内・誘導を行います。この呼びかけを聞かないで喫煙を続ける人は2千円の過料となります。  
 詳しくは、市民局地域生活課 電話 044-200-2284までお問い合わせください。  
 以上、川崎市からのお知らせでした。

10月第2週(10.9 ~ 10.13)

NO.263

今週は、外国人の相談窓口の増設に関するお知らせです。  
 外国人市民のみなさんのための相談窓口を国際交流センターに加え川崎区役所と麻生区役所に新たに開設しました。相談員がそれぞれの言語でアドバイスを行います。相談は無料です。相談窓口は次のとおりです。  
 はじめに、国際交流センターでは中国語は火・水・金曜日、タカログ語は火・水曜日、スペイン語は火・水曜日、英語は月～土曜日、韓国・朝鮮語は火・木曜日そしてポルトガル語は火・金曜日です。いずれも午前10時から12時、午後1時から4時です。  
 次に、川崎区役所では中国語は第1・3火曜日、午後2時から4時30分、タカログ語は第1・3水曜、午前9時30分から12時、そして英語は第1・3木曜日、午後2時から4時30分です。  
 最後に、麻生区役所では中国語は第1・3火曜日、午前9時30分から12時、タカログ語は第1・3水曜、午後2時から4時30分、そして英語は第1・3木曜日、午前9時30分から12時となっています。  
 詳しくは、国際交流協会 電話 044-435-7000までお問い合わせください。  
 以上、川崎市からのお知らせでした。

10月第3週(10.16 ~ 10.20)

NO.264

今週は、来年4月からごみの収集が週3日になるお知らせです。  
 川崎市は、来年4月から普通ごみの収集を週4日から週3日に変更します。この変更で、月曜日から土曜日までの作業量を均等化して、より効率のよい収集体制にします。  
 今後、ごみ収集車を2割程度減らすほか、普通ごみとして出されている封筒、菓子箱などのミックスペーパーを分別収集する体制を整えます。そして、ごみ焼却場の削減や埋め立て処分量の減量につなげます。ご協力をお願いします。  
 来年4月からの収集日は、各戸に配布するチラシや地域の説明会などでお知らせします。また、川崎市のホームページでもご覧になれます。  
 詳しくは、川崎市環境局廃棄物政策担当 電話 044-200-2558までお問い合わせください。  
 以上、川崎市からのお知らせでした。